

諮問庁：国立大学法人上越教育大学

諮問日：平成30年2月9日（平成30年（独情）諮問第8号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（独情）答申第9号）

事件名：特定期間に開催された教授会の議事要旨等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年4月から9月までに開催された教授会の議事要旨及び資料並びに第231回及び第232回教授会の音声記録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月18日付け越教大総第140号により、国立大学法人上越教育大学（以下「上越教育大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が開示を求める部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）法5条1号該当性について

まず、学生に関する情報について、学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、それが公開されたとしても、必ずしも特定の個人が識別され、又は識別され得るとはいえない。審査請求人としては、特定の個人が識別され、又は識別され得るとされている部分の情報について、黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。上越教育大学及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、学生に関する情報以外の部分については、上越教育大学の職員がその職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり、法5条1

号ハに該当するため、非公開とするのは違法である。特に冒頭の挨拶までもが、同号に該当するとされているのは、全くもって理解不能である。

以上の理由から、法5条1号には該当しない。

(2) 法5条3号該当性について

仮に、当該部分が公開されたとしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず、非公開決定は違法である。

例えば、教員選考委員長の氏名について、それが公開されたとしても、法5条3号のおそれが発生するとは到底いえず、既に採用者が決定された教員選考に関するものであれば、なおさらである。

他の事項についても、それが公開されたとしても、法5条3号のおそれが発生するとは考えられず、また、非常勤講師等既に決定し公にされている事項についても、区分することなく一律に非公開とされており、より緻密に、同号該当性について検証すべきである。

以上の理由から、法5条3号には該当しない。

(3) 法5条4号ロ該当性について

情報セキュリティの再確認等がこれに該当するとされているが、情報セキュリティの重要性を促す内容であるとすれば、それを公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、法5条4号ロには該当しない。

(4) 法5条4号ハ該当性について

センター試験の試験問題等の輸送日程等が当該条項に該当するとされているが、仮にこれを公開したとしても、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとはいえず、法5条4号ハには該当しない。

(5) 法5条4号ヘ該当性について

人事に関する情報等について、これに該当するとされている。しかし、その全部について、例えば、教員選考委員長の氏名について、これが公開されたとしても、法5条4号ヘのおそれが発生するとは到底いえず、既に採用者が決定された教員選考に関するものであれば、なおさらである。

以上のように、法5条4号ヘに該当しない。

(6) 法5条4号ト該当性について

学生の学力テストの結果、補習の実施状況等がこれに該当するとされている。

学生の学力テストの結果等がなぜ、法5条4号トに該当するのか明らか

かでない。最高学府たる上越教育大学の学部課程に所属する学生の客観的な成績が明らかになったとしても、プラスに作用することはあれ、それが上越教育大学にとってマイナスに作用するとは考えられない。

したがって、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、法5条4号トには該当しない。

(7) 法7条該当性について

仮に、法5条に該当するとされる場合であっても、例えば、特に現に決定した教員人事については、上越教育大学に多額の税金が投入されているという事実に鑑みれば、その過程も含め検証を行うべき公益性を有するのであるから、法7条によって、裁量的に開示決定されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 法5条1号該当性

ア 「第226回教授会議事要旨 学生の懲戒内容」及び「第227回教授会資料 「第226回教授会議事要旨（案）」の学生の懲戒内容」

大学院学生1名に対する懲戒処分の内容を不開示としたものである。本学における学生の懲戒処分件数は極めて少なく、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性があり、法5条1号に該当するので不開示とした。

イ 「第230回教授会議事要旨 教員人事の任用予定者氏名」及び「第231回教授会資料 「第230回教授会議事要旨（案）」の教員人事の任用予定者氏名」

教員の採用人事が承認されたことの報告で、任用候補者氏名を不開示としたものである。任用候補者氏名は、法5条1号ただし書ハの職員の職及び職務遂行の内容に係るものには該当せず、同号に該当するので不開示とした。なお、教員任用（採用）人事においては、学内承認後、当該採用候補者の所属機関への割愛依頼等の手続を慎重に進める必要があり、任用予定日前にこれを公にした場合、当該教員人事が不調に終わるおそれがある。

ウ 「第226回教授会資料 「教員選考委員会（修士課程担当教員）委員名簿」の授業科目の名称」並びに「第230回及び第232回教授会資料 「教員選考委員会（修士課程担当教員）委員名簿」の授業科目の名称」

教員選考委員会（修士課程担当教員）委員名簿の参考として添付されている「教員選考について（発議）」の中の担当予定授業科目名

を特定の個人が識別される可能性があるため不開示としたものである。

学内昇任の教員選考の場合、担当予定授業科目の名称を公にした場合、特定の個人が識別される可能性が極めて高く、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当するので不開示とした。

- エ 「第226回ないし第228回、第230回及び第232回教授会資料 「学籍異動」の学籍番号、氏名、休学理由、退学理由、除籍理由、担当教員氏名及びアドバイザー氏名」、 「第228回教授会資料 「長期履修学生の履修期間の変更」の学籍番号、氏名、変更理由、専門セミナー担当教員又はアドバイザー氏名」並びに「第232回教授会音声記録 「学籍異動」」

学生の学籍異動関係報告について、学籍番号、氏名、休学等の理由、クラス担当教員等の氏名を不開示としたものである。学籍番号及び氏名以外の情報を公開した場合、その人数が少ないため、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性があり、法5条1号に該当するので不開示とした。

- オ 「第226回教授会資料 「上越教育大学振興協力会との懇親会について（ご案内）」の担当者の名字」

懇親会の学内教職員向け案内の事務担当者名字を法5条1号に該当することを理由として不開示としたものである。

なお、担当者の名字は、本法人職員の職及び当該職務遂行の内容に係るものではなく、また、本文書は学内教職員向け案内文書であり、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、法5条1号ただし書イ又はハの例外規定に該当しない。

- カ 「第230回教授会資料 ①「平成29年度前期学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査判定資料」及び②「平成29年度学生専攻・コース判定」」、 「第231回教授会資料 ③「平成29年度大学院前期修了判定（案）」」並びに「第231回教授会音声記録 「平成29年度大学院前期修了判定」」

上記3件の文書自体及び1件の音声記録該当部分を不開示としたものである。上記①の内容は、専攻・コース、学籍番号、学生氏名、学位論文等題目、審査結果（合・否）、試験結果（合・否）及び学位論文等総合審査（合・否）である。上記②の内容は、学籍番号、氏名、入学年度、所属専攻・コース、受入専攻・コース及び判定である。上記③の内容は、専攻・コース、学籍番号、氏名、修了要件単位、取得単位、学位論文等総合審査結果（合・否）、課程修了及び学位授与の可否判定（可・否）及び備考である。これらの判定資

料は、学生の課程修了や身分異動について総合的に判定するためのものであり、これらの個人情報については特に慎重な取扱いを要し、法5条1号に該当するので不開示とした。なお、個人を特定されるおそれのある情報部分を不開示とした場合、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないことになるため、法6条1項ただし書の規定により当該文書自体を不開示とした。

キ 「第230回教授会資料 「外国人研究者の受入れ」の生年月日、性別、国籍、現職、最終学歴、学位、入居予定先及び研究室」

本学が受け入れる外国人研究者の個人情報を法5条1号に該当することを理由に不開示としたものである。なお、本学が受け入れる外国人研究者は、法5条1号ただし書ハの法人職員には該当しない。

ク 「第231回及び第232回の教授会音声記録 冒頭の挨拶」

冒頭挨拶の内容が法5条1号に該当する不開示情報を含んでおり、容易に切り分けることができないため、冒頭の挨拶全てを不開示としたものである。

冒頭挨拶の内容は、①学長の体調不良の説明、②役職員の欠席（出張や家庭事情による）していることの説明及び③新たに採用となった教員の紹介・挨拶である。いずれも個人の健康状態、家庭事情及び自身の経歴を説明する内容の挨拶であり、極めて私的領域の情報である。

ケ 「第231回教授会資料 「平成30年度大学院入試（前期募集）合格者判定資料（第1志望）」、「平成30年度大学院入試（前期募集）合格者判定資料（第2志望）」及び「平成30年度大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム（前期募集）受講者判定資料」」並びに「第231回教授会音声記録 「平成30年度大学院入試（前期募集）合格者の判定」及び「平成30年度教育職員免許取得プログラム受講者の判定」」

大学院入試合否判定資料及び大学院入試志願者で教育職員免許取得プログラム受講希望者の判定資料自体及び音声記録の該当部分を不開示としたものである。これら合格者判定資料等を不開示としているのは、例えば合格者判定資料（第1志望）では、順位、受験番号、現職教員であるか、教職経験の有無等の状況、筆記試験の得点、口述試験の得点及び第2志望の状況などの情報を開示することにより、個人が特定されるおそれがあるため、法5条1号に該当するので不開示とした。

なお、上記文書を開示することで、個人が特定されるおそれだけでなく、データを積み重ねていくことによって合否ラインが明らかになり、単に合格するための分析や大学のランク付けが助長される可

能性があることから、本学の「入学者受入れの方針」に示す学生を確保することを目的とした入試業務に支障をきたすため、法5条4号トにも該当するものと思料する。なお、国立大学法人上越教育大学情報公開開示・不開示審査基準に「学部入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料」を不開示情報として例示しているところである。

(2) 法5条3号該当性

ア 「第227回ないし第229回教授会議事要旨 教員選考委員会委員長の名字」, 「第226回教授会資料 「第225回教授会議事要旨(案)」の教員選考委員会委員長の名字」, 「教員選考委員会(修士課程担当教員)委員名簿」の委員氏名」及び「第228回教授会資料 「第227回教授会議事要旨(案)」の教員選考委員会委員長の名字」, 「教員選考委員会(修士課程担当教員)委員名簿」の委員氏名」, 「第229回教授会資料 「第228回教授会議事要旨(案)」の教員選考委員会委員長の名字」, 「第230回教授会資料 「第229回教授会議事要旨(案)」の教員選考委員会委員長の名字」及び「教員選考委員会(修士課程担当教員)委員名簿」の委員氏名」並びに「第232回教授会資料 「教員選考委員会(修士課程担当教員)委員名簿」の委員氏名」

教員の選考並びに大学院の研究指導及び授業科目の担当教員の認定に係る審査を行うための教員選考委員会の委員長及び委員の氏名を不開示としたものである。教員人事が決定した後であったとしても、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があることから、今後、教員選考委員会の委員長又は委員になった場合に率直な意見交換又は意思決定の中立性に不当な影響を与えるおそれが極めて高いと考えられる。したがって、当該部分は、法5条3号に該当するので不開示とした。

イ 「第226回教授会資料 「採用候補者等名簿」, 「教授兼務候補者名簿」, 「名誉教授推薦名簿(案)」及び「平成29年度非常勤講師候補者(新規者)名簿(案)」」, 「第227回教授会資料 「特任教員採用候補者名簿」, 「採用候補者等名簿(案)」及び「昇任候補者等名簿(案)」」, 「第228回教授会資料 「採用候補者等名簿」, 「昇任候補者等名簿(案)」及び「平成29年度非常勤講師候補者(新規者)名簿(案)」」, 「第229回教授会資料 「昇任候補者等名簿」及び「採用候補者等名簿(案)」」, 「第230回教授会資料 「採用候補者等名簿」」, 「第232回教授会資料 「採用候補者等名簿(案)」」並びに「第232回教授会音声記録 人事教授会」

教員人事に係る候補者等名簿及び教員人事に係る教授会音声記録について、法5条1号及び3号に該当するため不開示としたものである。

これらの法人文書は、教員人事の決定に至るまでの過程で行われる審議に関連して作成された情報であり、候補者の氏名、生年月日（年齢）、学歴等、現職、任用予定年月日、任用予定職名、専門分野及び担当授業科目及び大学院担当教員の適否（適用年月日）等が記載されている。また、人事教授会の音声記録は、教員選考に係る審議内容である。これらの情報を公にすることは、教授会における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるととも、個人の利益を害するおそれがあるものであり、法5条1号及び3号に該当するので不開示とした。

ウ 「第231回教授会資料 ①「平成30年度大学院入試（前期募集）実施状況」及び②「大学改革基本構想（案）」」並びに「第231回教授会音声記録 「大学改革」」

上記①は、各専攻・コースごとの合格予定者数や前年度実績が記載された今後の学生募集に向けた分析等のための未成熟な情報である。また、上記②及び音声記録は、今後の大学改革の基本構想についての現在審議中の情報である。これらを公にした場合、確定した情報と誤解を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当するので不開示とした。

(3) 法5条4号ロ該当性

「第232回教授会音声記録 「情報セキュリティの再確認」」

情報セキュリティ対策を促す内容を不開示としたものである。サイバー攻撃の事例、アカウントやパスワードに関する具体的留意事項、不審な点を発見した場合や不測の事態が発生した場合の連絡先等を説明しており、これらを公にした場合、これらの情報を基に対策が立てられ、若しくは悪用され、本学システムへの侵入・破壊・情報漏えい等本学の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるため、法5条4号ロに該当するので不開示とした。

(4) 法5条4号ハ該当性

「第231回教授会資料 「平成30年度大学入試センター試験予備追試験」の試験問題等の輸送日程」

大学入試センター試験は、この試験を利用する大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものである。また、大学入試センター試験は、中立・公正を旨とし、試験の実施に当たっては、試験問題の漏洩や不正行為の発生など大学入試センター試験の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、試験問題の

作成，答案の採点その他の業務を適切かつ厳正に行うこととされている。

「試験問題等の輸送日程」部分は，大学入試センターが作成した「輸送要領」において，「センター試験実施関係者以外の手に渡らないようにしてください」，「センター試験実施関係者以外が目にするののないようにしてください」，「秘密保持の観点から，輸送日程等は「秘」扱いとしてください」と明示されていることから，本学がこれを学外者に公開することは認められない。これを公にした場合，大学入試センター試験に係る事務に関し，妨害行為等違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがあるため，法5条4号ハに該当するので不開示とした。

(5) 法5条4号へ該当性

ア 「第226回，第228回，第230回及び第232回教授会資料「教員選考委員会（修士課程担当教員）委員名簿」の選考を行う理由」並びに「第232回教授会音声記録 「教員選考委員会の設置」」

まず，教員選考委員会委員長・委員の氏名は，法5条3号に該当するため不開示としたもので，審査請求人の法5条4号へには該当しないので開示すべきとの主張は適当ではないと考える。

上記以外の部分（選考を行う理由）について，人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため，不開示としたものである。

教員人事は，計画的な人事戦略の下，教育研究環境の充実のため，欠員の状況や適切な人事配置を見据えて公正かつ円滑に人事管理を進めていく必要がある。このため，選考開始の理由等を公にされた場合，本学の人事管理に関する情報の収集が容易となり，今後の人材確保等の人事戦略や経営戦略の展開について，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法5条4号へに該当するので不開示とした。

イ 「第232回教授会資料 ①「特任教員の資格審査の基準の一部改正」，②「平成29年度研究科教員資格審査委員会審査結果状況一覧」及び③「平成30年度連合学校教育学研究科教員数一覧（予定）」」並びに「第232回教授会音声記録 「特任教員規程等の一部改正」のうち「特任教員の資格審査の基準の一部改正」の部分及び「平成29年度連合学校教育学研究科教員資格審査結果状況及び平成30年度教員数」」

上記①については，教員資格審査の手續に関する情報であり，上記②及び③は，兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）（以下「連合大学院」という。）の有資格教員の状況及び来年度の見通しを示す情報であり，いずれも人事管理に係る事務に関し，

公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号へに該当するので不開示としたものである。

教員人事は、計画的な人事戦略の下、教育研究環境の充実のため、欠員の状況や適切な人事配置を見据えて公正かつ円滑に人事管理を進めていく必要がある。このため、選考開始の理由等を公にされた場合、本学の人事管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材確保等の人事戦略や経営戦略の展開について、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条4号へに該当するので不開示とした。

(6) 法5条4号ト該当性

「第226回教授会資料 「平成29年度基礎学力点検テスト結果」」、 「第232回教授会資料 「平成29年度「基礎学力不足の学部学生への補習」及び「教育職員免許取得プログラム受講生のリメディアル教育」実施結果」」並びに「第232回教授会音声記録 「平成29年度教育実習指導力補習の実施」」

平成29年4月に実施した学部学生と教育職員免許取得プログラム受講生（教員免許取得を目指す大学院生向けプログラム）を対象とした主要教科の基礎学力点検テスト結果と補習対象者の補習後の7月に実施した確認テスト結果の資料及び報告の音声記録を不開示としたものである。

これらは、教育実習等の前に行った学部学生と教育職員免許取得プログラム受講生の基礎学力の点検とその後の補習による成績の伸びなどを分析した資料である。これらは、教員相互で情報共有し学生の教育指導に当たるための内部資料である。これらを公にした場合、教育実習等における学校現場への影響が懸念され、教育指導上の支障が生じ、本学経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条4号トに該当するので不開示とした。

(7) 法7条該当性

法7条は、5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、法人の判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合に開示することができることを意味するところ、本件では、そのような公益上の必要性があるとまでは認めがたいから、裁量で上記各文書を開示することについても差し控える判断をした次第である。

(8) 結論

以上のことから、本開示請求に係る法人文書の一部不開示とした原処分は妥当であり、原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 第231回教授会資料「平成30年度大学院入試（前期募集）実施状

況」について

当該資料の応募者数，受験者数及び合格者数部分については，公にされることにより，学生である個人が特定されるおそれがあり，その結果，不合格になったことや第2志望で合格になったことなど他人に知られたくない情報が明らかになるおそれがあるため，法5条1号の不開示事由を追加する。

- (2) 第232回教授会資料「平成29年度研究科教員資格審査委員会審査結果状況一覧」，「平成30年度連合学校教育学研究科教員数一覧（予定）」及び第232回教授会音声記録「平成29年度連合学校教育学研究科教員資格審査結果状況及び平成30年度教員数」について

当該資料は，連合大学院における，担当教員の資格審査を実施した結果に関する一覧である。連合大学院は4つの国立大学が連合して設置した後期3年のみの博士課程であり，本学は参加大学の一つである。連合大学院を担当できる教員は，極めて高度の教育研究上の指導能力を有する必要があり，連合大学院内において，審査委員会を設置し，当該審査委員が個々の教員に対して研究指導や授業科目の担当が可能であるかの審査を行っている。これらは，公となっていない講座ごとの審査に合格した教員数の情報であり，これらを公にすると，講座ごとの審査に合格した研究指導等のできる教員の人数が外部に知られることにより，他大学からの教員の引き抜きや学生の応募等に影響を及ぼすおそれが生じ，連合大学院が行う教育等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号柱書きの不開示事由を追加する。

- (3) 第226回教授会資料「平成29年度基礎学力点検テスト結果」，第232回教授会資料「平成29年度「基礎学力不足の学部学生への補習」及び「教育職員免許取得プログラム受講生のリメディアル教育」実施結果」並びに第232回教授会音声記録「平成29年度教育実習指導力補習の実施」について

当該資料は，学部1年生と大学院1年生のうち教育職員免許取得プログラム受講生の基礎学力の点検とその後の補習による成績の伸びなどを分析した内部資料であり，これらの結果等を基に教員相互間で情報共有を行い，個々の学生のテスト結果に応じて，個々の学生に対して補習など指導を行うものであるため，これらが公になった場合，教育実習受入校において，個々の学生に対する指導前のテスト結果のみをもって，本学学生への先入観等を持たれ，教育実習等における学校現場での影響が生じることにより，本学における教育実習等に係る事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号柱書きの不開示事由を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年4月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月8日 審議
- ⑥ 同月11日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑦ 同年6月11日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号、3号並びに4号ロ、ハ、ヘ及びトに該当するとして、その一部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分のうち学生の学籍番号及び氏名を除く部分（別表に掲げる部分（以下「不開示部分1」ないし「不開示部分11」といい、併せて「本件不開示部分」という。））の開示を求めているところ、諮問庁は、本件不開示部分の不開示理由に法5条4号柱書きを追加した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### （1）不開示部分1について

ア 不開示部分1には、①教員選考委員会委員の氏名（委員長の氏名を含む。以下同じ。）、②任用予定者氏名、③学生の学籍異動等に係る情報、④教員選考に係る情報、⑤上越教育大学振興協力会事務局の事務担当者の氏名、⑥名誉教授称号授与の審議に係る情報、⑦非常勤講師選考に係る情報、⑧平成29年度前期学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査判定資料、⑨外国人研究者の受入れに係る情報、⑩平成29年度大学院前期修了判定（案）、⑪個人の健康状態、出張及び家庭事情等に係る情報、⑫新たに採用となった教員の紹介・挨拶等及び⑬教員人事に係る教授会に関する情報が記録されていると認められる。

#### イ 上記①について

（ア）上記①は、教員選考委員会委員の氏名であり、いずれも法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について確認させたところ、上越教育大学は、同委員会委員の氏名は公表し

ておらず、また、同委員会の設置根拠となる上越教育大学教員選考委員会規程において、「教員選考委員会委員は、教員の選考ごとに（a）学長が指名した副学長、（b）教育研究評議会評議員（（a）の副学長を除く。）のうちから学長が指名した者2人、（c）選考対象の教員が所属する学系の教授のうちから学長が指名した者2人及び（d）当該学系以外の学系に所属する教授のうちから学長が指名した者2人をもって組織する」とされており、上記（a）ないし（d）により指名の可能性がある者は、それぞれ複数名いるため、いずれの者が委員に指名されるのか明らかとなっておらず、同委員会委員長についても、上記（a）の指名された副学長であるところ、上越教育大学の副学長は5名在職しているため、いずれの副学長が同委員長に指名されるのか明らかとなっていない旨説明する。

（イ）当審査会において、諮問庁から、上越教育大学教員選考委員会規程の提示を受けて確認すると、上記（ア）の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、上記①は、上越教育大学教員選考委員会規程により委員の氏名を特定することはできず、上越教育大学において公表慣行があるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 上記②について

上記②は、任用（採用）予定者氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について確認させたところ、上越教育大学は、任用（採用）予定者の氏名について、公表していない旨説明する。

そうすると、当該部分は、上越教育大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 上記③について

(ア) 上記③は、学生の学籍異動等に係る情報であり、学籍異動の理由及びクラス担当教員の氏名等の記載並びにこれらの音声記録であることが認められる。

また、審査請求人が開示を求めている不開示部分として、学生の学籍番号及び氏名の記載並びに音声記録が認められる。

(イ) 上記③は、学生の学籍番号及び氏名とともに記載等されていることから、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学籍異動の理由及びクラス担当教員の氏名等のいずれかの情報を公にした場合、学生の友人や知人といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、休学の期間や退学日等が既に開示されていることから、それらの者に休学の期間や退学日等が知られることとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### オ 上記④及び⑦について

(ア) 上記④及び⑦は、教員及び非常勤講師の採用などの選考に係る情報であり、個人の氏名、学歴、現職、任用予定年月日、専門分野等の記載が認められる。

(イ) 上記④及び⑦は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について確認させたところ、上越教育大学は、教員及び非常勤講師の選考に係る情報は公表していない旨説明する。

そうすると、当該部分は、上越教育大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名、学歴及び現職は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である任用予定年月日、専門分野等は、公にすることにより、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に当該個人が採用などのために選考中であるという機微な情

報が明らかとなつて、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 上記⑤について

上記⑤は、上越教育大学振興協力会事務局の事務担当者の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることが認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もないので、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 上記⑥について

(ア) 上記⑥は、名誉教授称号授与の審議に係る情報であり、個人の氏名、元所属、元職名、退職年月日、勤務年数等の記載が認められる。

(イ) 上記⑥は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について確認させたところ、上越教育大学は、名誉教授称号授与の審議に係る情報は公表していない旨説明する。

そうすると、当該部分は、上越教育大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である元所属、元職名、退職年月日及び勤務年数等は、公にすることにより、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に当該個人が名誉教授称号授与のために審議中であるという機微な情報が明らかとなつて、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 上記⑧について

(ア) 上記⑧は、学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査判定資料に係る情報であり、学位論文等を提出した学生の専攻名、学位論文等題目及び審査結果等の記載が認められる。

また、審査請求人が開示を求めている不開示部分として、学生

の学籍番号及び氏名の記載が認められる。

- (イ) 上記⑧は、学生の学籍番号及び氏名とともに記載されていることから、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学位論文等を提出した学生の専攻名は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である学位論文等題目及び審査結果等のいずれかの情報を公にした場合、学生の友人や知人といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に学位論文の審査結果等に係る機微な情報が知られることとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ケ 上記⑨について

- (ア) 上記⑨は、外国人研究者の受入れに係る情報であり、生年月日、性別、国籍、現職、最終学歴及び入居場所等の記載が認められる。

また、外国人研究者の氏名は既に開示されていることが認められる。

- (イ) 上記⑨は、外国人研究者の氏名とともに記載されていることから、一体として当該外国人研究者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について確認させたところ、上越教育大学は、当該部分に記載されている情報を当該外国人研究者の氏名と併せては公表しておらず、また当該外国人研究者の本務先である所属機関においても同様に公表していない旨説明する。

そうすると、当該部分に記載された情報は上越教育大学及び当該外国人研究者の本務先において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、既に個人識別部分である氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### コ 上記⑩について

(ア) 上記⑩は、学生の大学院前期修了判定に係る情報であり、取得単位数及び学位論文に係る審査結果等の記載並びにこれらの音声記録であることが認められる。

また、審査請求人が開示を求めている不開示部分として、学生の学籍番号及び氏名の記載が認められる。

(イ) 上記⑩は、学生の学籍番号及び氏名とともに記載等されていることから、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、取得単位数及び学位論文に係る審査結果等のいずれかの情報を公にした場合、学生の友人や知人といった一定範囲の者には、学生の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に大学院前期修了判定に係る機微な情報が知られることとなって、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### サ 上記⑪について

(ア) 上記⑪は、教授会の冒頭の挨拶部分の音声記録であり、職員である個人の氏名並びに(a)健康状態、(b)出張及び(c)家庭事情等に係る情報が記録されていることが認められる。

(イ) 上記⑪のうち個人の(a)健康状態及び(c)家庭事情等は、当該個人の氏名とともに記録されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名部分は個人識別部分であるので、部分開示の余地はなく、その余の部分である個人の健康状態及び家庭事情等の部分は、公にすることにより、上越教育大学の関係者等一定範囲の者には、個人の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に個人の健康状態及び家庭事情等の機微な情報が知られることとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) しかしながら、職員である個人の氏名及び(b)出張に係る部分については、個人の氏名とともに記録されており、一体として当該

個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であるが、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、職員の氏名の公表慣行を確認させたところ、当該個人については、公表慣行がある職員に該当するとのことであるので、法5条1号ただし書イに該当し、また、出張に係る部分は、当該職員の職務遂行の内容であると認められることから、同号ただし書ハに該当する。

したがって、個人の（b）出張に係る部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

シ 上記⑫について

（ア）上記⑫は、教授会の冒頭の挨拶部分の音声記録であり、新たに職員となった教員の紹介・挨拶に係る情報が記録されていることが認められる。

（イ）上記⑫は、新たに職員となった教員の氏名とともに記録されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の同号ただし書ハ該当性について確認させたところ、諮問庁は、当該教員の挨拶の内容は自身の名前や経歴等の紹介にすぎないので、職務遂行情報とはいえない旨説明する。

諮問庁の上記説明は首肯でき、当該教員の挨拶は職務遂行の内容とは認められないので、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、教員の氏名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、経歴等は、当該教員の友人や知人といった一定範囲の者には、当該教員の特定が可能となることは否定し難く、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ス 上記⑬について

（ア）上記⑬は、教員人事に係る教授会に関する音声記録であり、採用候補者の審議に係る情報として、採用候補者の氏名、学歴、現職及び専門分野等が記録されていることが認められる

（イ）上記⑬は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について確認させたところ、上越教育大学は、採用候補者の審議に係る情報は公表していない旨説明する。

そうすると、当該部分は、上越教育大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、採用候補者の氏名、学歴、現職は、一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である専門分野等は、公にすることにより、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に当該個人が採用などのために審議中であるという機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## (2) 不開示部分2について

ア 不開示部分2には、大学院学生の懲戒内容に係る情報の記載が認められる。

イ 諮問庁は、理由説明書において、上越教育大学における学生の懲戒処分件数は極めて少なく、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる旨説明する。

そうすると、当該部分は、大学院学生の氏名は記載されていないものの、これらを公にすることにより、上越教育大学の関係者等一定範囲の者には、個人の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に懲戒処分の内容という機微な情報が知られることとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、当該部分は、法5条1号本文後段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

## (3) 不開示部分3について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 不開示部分3は、教員選考の発議に係る資料中の教員選考を行う理由等である。

(イ) 当該部分には、選考を開始する具体的な理由等が記載されており、これらが公になった場合、一般には公にされない上越教育大学の内部事情等が明らかになって、人事に対する誤解や批判が生じ、公正

かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には、教員の選考理由等に係る情報の記載が認められる。

(イ) 当該部分は、選考を開始する具体的な理由等に係る情報であるので、当該部分を公にした場合、人事に対する誤解や批判が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号へに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 不開示部分4について

ア 当該部分は、原処分において法5条4号トに該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該資料は、本学学生の基礎学力の点検とその後の補習による成績の伸びなどを分析した内部資料であり、これらの結果等を基に教員相互間で情報共有を行い、個々の学生のテスト結果に応じて、個々の学生に対して補習等など指導を行うものであるため、これらが公になった場合、教育実習受入校において、個々の学生に対する指導前のテスト結果のみをもって、本学学生への先入観等を持たれ、教育実習等における学校現場での影響が生じることにより、本学における教育実習等に係る事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には、学部1年生と大学院1年生のうち教育職員免許取得プログラム受講生の(a)基礎学力点検テスト結果等の記載及び音声記録並びに(b)教育実習指導力補習に係る指導の流れの説明部分の音声記録が認められる。

(イ) 上記(a)は、個々の学生のテスト結果に応じて、個々の学生に対して補習等など指導を行うための資料及び音声記録であるため、これらが公になった場合、教育実習受入校において、個々の学生に対する指導前のテスト結果のみをもって、本学学生への先入観等を持たれ、教育実習等における学校現場での影響が生じることにより、本学における教育実習等に係る事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同号トについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) しかしながら、上記(b)は、原処分において開示されている情報と同様の情報であるため、これを公にしても、教育実習等に係る

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(5) 不開示部分5について

ア 当該部分は、原処分において法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

不開示部分5は、公にされることにより、学生である個人の特定のおそれがあり、その結果、不合格になったことや第2志望で合格になったことなど他人に知られたくない情報が明らかになるおそれがあるため、法5条1号に該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は、平成30年度大学院入試（前期募集）実施状況であり、(a) 資料のタイトル、(b) 専攻・コース等名、(c) 専攻・コース等ごとの①募集人員、②応募者数（第1志望・第2志望）、③受験者数（第1志望・第2志望）、④合格者数（案）（第1志望・第2志望・合計）及び(d) 前年度（前期募集）の状況に係る①専攻・コース等名、②専攻・コース等ごとの(i) 募集人員、(ii) 応募者数（第1志望・第2志望）、(iii) 受験者数（第1志望・第2志望）、(iv) 合格者数（第1志望・第2志望・合計）の記載並びにこれらの音声記録であることが認められる。

(イ) 当該部分には、個人の氏名など直接個人の識別を可能とする情報はないものの、選考・コースごとの応募者数（第1志望・第2志望）、受験者数（第1志望・第2志望）及び合格者数（第1志望・第2志望・合計）は少人数であることが認められることから、上記(c) ②、③、④、(d) ②(ii)、(iii) 及び(iv)のうち合格者数（第1志望・第2志望）部分については、公にすることにより、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、個人の特定のおそれがあり、不合格になったことや第2志望で合格になったことなど他人に知られたくない情報が明らかになるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難く、法5条1号本文後段の不開示情報に該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、大学院入試（前期募集）の公表状況について確認させたところ、専攻・コース等ごとの募集人員、応募者数、合格者数は毎年公表しているものの、第1志望及び第2志望ごとの募集人員、応募者数は公表しておらず、合格者数（案）（第1志望・第2志望・合計）については、審議中の未

確定の情報であるので、公表していないとのことである。

そうすると、上記(c)②, ③, ④, (d)②(ii), (iii)及び(iv)のうち合格者数(第1志望・第2志望)部分は、上越教育大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、上記(c)②, ③, ④, (d)②(ii), (iii)及び(iv)のうち合格者数(第1志望・第2志望)部分については、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である

(ウ) しかしながら、上記(a)は、当該文書の名称を示したタイトルにすぎず、また、上記(b), (c)①, (d)①, ②(i), (iv)のうち合格者数(合計)については、同様の内容が公表されていると認められるので、これらを公にしても、関係者等に個人が特定されるおそれや不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

したがって、上記(a), (b), (c)①, (d)①, ②(i), (iv)のうち合格者数(合計)部分は、法5条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### (6) 不開示部分6について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 不開示部分6は、大学院入学試験のコースごとの個人の結果に関わる詳細な情報及び受験者の受験番号などの個人の属性等に係る情報が記載等されている。これらの情報は他人に知られたくない秘匿性の高い個人情報である。

(イ) 上越教育大学における大学院入試においては、コースごとの募集人員は少人数であることから、当該部分を開示した場合、秘匿性の高い個人情報が明らかとなり、特定の学生など関係者には、個人を特定することが可能になるおそれがあることから、法5条1号に該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は、受験生の大学院入試(前期募集)の合格者判定資料等に係る情報であり、受験生が志望するコースごとの受験番号、入試の順位、受験生が現職の教員であるかのチェック欄及び筆記試験・口述試験の得点の記載並びにこれらの音声記録であることが認められる。

(イ) 当該部分は、受験生の受験番号とともに記載等されていることか

ら、一体として当該受験生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書きに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、受験番号は個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である入試の順位、受験生が現職の教員であるかのチェック欄及び筆記試験・口述試験の得点は、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に他人に知られたくない当該個人の試験結果の内容が明らかとなつて、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (7) 不開示部分7について

ア 不開示部分7には、平成30年度大学入試センター試験予備追試験の試験問題等の輸送日程に係る情報の記載が認められる。

イ 諮問庁は、理由説明書において、大学入試センター試験の試験問題等の輸送日程を公にした場合、妨害行為等違法又は不当な行為を容易にするおそれがあるため、法5条4号ハに該当する旨説明する。

そうすると、当該部分は、公にすることにより、大学入試センター試験の実施に当たって、不当な行為を容易にするおそれがあると認められるので、法5条4号ハに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (8) 不開示部分8について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

不開示部分8は、大学改革基本構想(案)であり、原処分時点において、審議中のものである。このような未成熟な情報を公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、上越教育大学内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は、上越教育大学における大学改革を推進するための大学改革基本構想(案)であることが認められる。

(イ) 当該部分は、審議中の未成熟な情報であり、当該部分を公にした場合、関係者の誤解や憶測を招き、上越教育大学内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を

生じさせるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(9) 不開示部分9について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特任教員を選考するための基準は、特任教員を選考するための人事管理に係る内部資料であり、公にしていない。

不開示部分9は、当該基準を改正するための情報であり、これについても公にしていない。これらの情報を公にした場合、当該内部情報が外部に知られてしまい、上越教育大学における特任教員の選考に係る業務に影響を及ぼすこととなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は、上越教育大学の特任教員を選考するための基準の改正案であることが認められる。

(イ) 当該部分は、公となっていない人事管理に係る内部情報であるので、当該部分を公にした場合、当該内部情報が外部に知られてしまい、上越教育大学における特任教員の選考に係る業務に影響を及ぼすこととなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条4号へに該当し、不開示とすることが妥当である。

(10) 不開示部分10について

ア 当該部分は、原処分において法5条4号へに該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

不開示部分10は、連合大学院における、担当教員の資格審査を実施した結果一覧であり、公となっていない講座ごとの審査に合格した教員数の情報である。これらを公にした場合、講座ごとの審査に合格した研究指導等のできる教員の人数が外部に知られることにより、他大学からの教員の引き抜きや学生の応募等に影響を及ぼすおそれが生じ、連合大学院が行う教育等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は、連合大学院における教員の資格審査を実施した結果の一覧に係る情報であることが認められる。

(イ) 当該部分には、連合講座ごとの審査に合格した研究指導等のでき

る教員の人数が記載等されており，これらを公にした場合，公となっていない講座ごとの審査に合格した教員の人数が外部に知られることとなり，他大学からの教員の引き抜きや学生の応募等に影響を及ぼすおそれが生じ，連合大学院が行う教育等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって，当該部分は，法5条4号柱書きに該当し，同号へについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(11) 不開示部分11について

ア 不開示部分11は，情報セキュリティの再確認に係る音声記録であり，サイバー攻撃の事例，アカウントやパスワードの設定に係る留意事項等に係る情報の記録が認められる。

イ 諮問庁は，理由説明書において，当該情報が公になった場合，これらの情報を基に対策が立てられ，若しくは悪用され，上越教育大学のシステムへの侵入・破壊・情報漏洩等上越教育大学の財産等への不法な侵害を招くおそれがある旨説明する。

そうすると，当該部分は，公にすることにより，上越教育大学のシステム内への不法な侵入や悪用等を容易にするなど，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるので，法5条4号ロに該当し，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが，上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに，公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため，同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また，審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，3号並びに4号ロ，ハ，ヘ及びトに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁が同条1号，3号並びに4号柱書き，ロ，ハ，ヘ及びトに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち，別表の3欄に掲げる部分を除く部分は，同条1号，3号並びに4号柱書き，ロ，ハ及びヘに該当すると認められるので，同号トについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であるが，別表の3欄に掲げる部分は，同条1号，3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別表

1 本件不開示部分		2 不開示理由 (法5条)	3 開示すべき 部分
不開示部分 1	個人に係る情報（1号本文前段情報）（①教員選考委員会委員の氏名（委員長の氏名含む）、②任用予定者氏名、③学生の学籍異動等に係る情報、④教員選考に係る情報、⑤上越教育大学振興協力会事務局の事務担当者の氏名、⑥名誉教授称号授与の審議に係る情報、⑦非常勤講師選考に係る情報、⑧平成29年度前期学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査判定資料、⑨外国人研究者の受入れに係る情報、⑩平成29年度大学院前期修了判定（案）、⑪個人の健康状態、出張及び家庭事情等に係る情報、⑫新たに採用となった教員の紹介・挨拶等及び⑬教員人事に係る教授会に関する情報	1号 ただし、 ①、④、 ⑥、⑦及び ⑬は3号に も該当	⑪のうち職員の出張に係る部分
不開示部分 2	個人に係る情報（1号本文後段情報）（学生の懲戒内容）	1号	
不開示部分 3	教員の選考理由等	1号及び4号へ	
不開示部分 4	平成29年度基礎学力点検テスト結果等	4号ト 補充理由説明書において4号柱書きを追加	教育実習指導力補習に係る指導の流れの説明部分
不開示部分 5	平成30年度大学院入試（前期募集）実施状況	3号 補充理由説明書において1号を追加	資料のタイトル 専攻・コース等名 専攻・コース等ごとの

			募集人員 前年度（前期募集）の 状況に係る 専攻・コース等名，合格者数（合計）部分
不開示部分 6	平成30年度大学院入試（前期募集）合格者判定資料等	1号 理由説明書 において4 号トを追加	
不開示部分 7	平成30年度大学入試センター試験 予備追試験の試験問題等の輸送日程	4号ハ	
不開示部分 8	大学改革基本構想（案）	3号	
不開示部分 9	特任教員の資格審査の基準の一部改正に係る情報	4号へ	
不開示部分 10	平成29年度研究科教員資格審査委員会審査結果状況一覧等	4号へ 補充理由説明書において4号柱書きを追加	
不開示部分 11	情報セキュリティの再確認	4号ロ	